

第9回 合併協議会

上下水道、建設関係事業、 都市整備事業などについて審議

四月十二日、秋田市・河辺町・雄和町の第九回合併協議会が開かれました。今回は、「水道事業」「下水道事業」「建設関係事業」「都市整備、交通関係事業」の取扱いなどについて審議され、すべて議案どおりに承認されました。



第9回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

合併協議に関するご意見をお寄せください



秋田市合併推進局
tel(866)2785 ファクス(866)2795
合併協議会ホームページ
<http://www.aky-gappei.jp>

水道料金は平成18年度から 新しい料金に統一します

水道事業は、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道と河辺町・雄和町の簡易水道事業は秋田市が引き継ぎます。雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引き継ぎます。

水道料金については、平成十八年四月から新たに算定した料金に統一します。また、両町では冬期間(一〜三月)の検針を実施していないなど、検針の方法などで異なる点についても、料金と同時に統一します。平成十六、十七年度は現行どおりとします。

雄和町の持つ、雄物川表流水と玉川ダム合わせて二千六百五十五平方メートルの水利権は、秋田市が引き継ぎます。



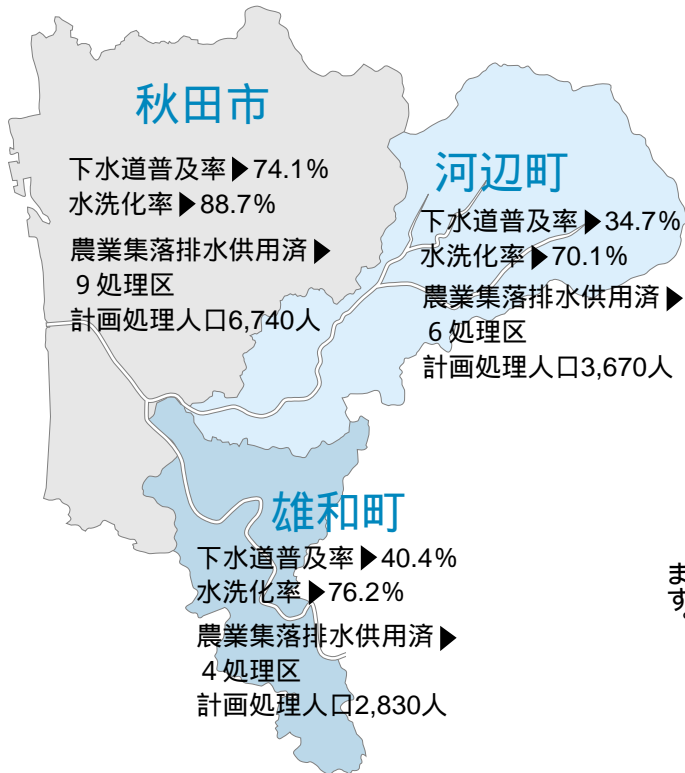
水道料金の現況

	秋田市	河辺町	雄和町
料金体系	口径別	用途別	口径別
基本水量	なし	10m ³	10m ³
水道料金 (口径13mmの蛇口で月20m ³ の水を使用した場合)	2,730円	3,060円	4,620円

* 秋田市と雄和町は口径(13mm、20mm、25mmなど)の大きさによって、基本料金と従量料金が決まります。河辺町はその水道の用途によって決まります。

* 河辺町、雄和町は使用料が10m³までは基本料金のみです。

下水道などの普及状況



$$\text{下水道普及率} = \frac{\text{下水道を利用できる地域の人口}}{\text{人口}}$$

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{下水道を使用している人口}}{\text{下水道を利用できる地域の人口}}$$

* 普及率、水洗化率は平成15年3月31日現在の数値です。

下水道の使用料、受益者負担金および 分担金は平成18年度に統一します

下水道事業は、合併時に秋田市の制度に統一し、河辺町・雄和町の公共下水道事業と雄和町の特定環境保全公共下水道事業を引き継ぎます。

下水道の使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。

また、受益者負担金および分担金は、平成18年度から秋田市の額に統一します。いずれも十六、十七年度は現行どおりとします。

農業集落排水の使用料は 平成18年度に新料金に統一

農業集落排水使用料は、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。

また、受益者負担金は平成十七年度から秋田市の制度に統一しますが、雄和町の種平地区は合併後も現行どおりとします。なお、両町の受益者負担金の限度額については、当分の間、現行どおりとします。

下水道使用料などの現況

		秋田市	河辺町	雄和町	合併後の調整方針	
下水道	使用料	1世帯あたりの使用料月額 20m ³ 使用した場合 2,971円 30m ³ 使用した場合 4,872円	20m ³ 使用した場合 2,250円 30m ³ 使用した場合 3,580円	20m ³ 使用した場合 2,415円 30m ³ 使用した場合 3,780円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します	
	受益者負担金	負担額	土地の面積 1m ² あたり 335円	土地の面積 1m ² あたり 340円	1戸あたり 170,000円	平成18年度から秋田市の制度に統一
		納付方法	3年(36回以内)の分割または一括納付	5年(20回)の分割または一括納付		合併時に秋田市の制度に統一
農業集落排水	使用料	※20m ³ 使用した場合 2,971円 30m ³ 使用した場合 4,872円	20m ³ 使用した場合 2,250円 30m ³ 使用した場合 3,580円	20m ³ 使用した場合 2,971円 30m ³ 使用した場合 3,780円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します	
	算定方法	(事業費×5%)÷受益者数	(事業費－補助金)×10%÷受益者数	【事業費－(補助金+起債)】÷受益者数	平成17年度から秋田市の制度に統一。ただし、雄和町の種平地区は現行どおり。2町の限度額については、当分の間現行どおり	
	受益者負担金	納付方法	各年度の事業費に対し、当該年度末に一括納付	事業完了翌年度から5年(20回)の分割または一括納付	事業完了翌年度から5年(20回)の分割または一括納付	

秋田市の農業集落排水使用料は、平成16年7月の改定後の従量制料金で計算しています。

どうして?

地方バス路線の維持対策は合併後の新市で検討します



町民の交通手段を確保し、生活の利便性を高めるため、雄和町で平成12年8月から運行しているバスです。運行は秋田中央交通が行っています。

雄和町内の各地域を結ぶ循環バスが役場隣のバスターミナルに乗り入れ、秋田市方面へのバス路線と接続します。

これにより、町内各地域から秋田市方面への通勤・通学が楽になっています。また、町内の地域間の移動もしやすくなり、小中学生のスクールバスとしても利用されています。乗車料金は全区間100円です。

雄和町の循環バス「ユージュル」の運行と赤字全額補助については、合併時は現行どおりとし、合併後の新市において検討します。

河辺町が行っているユフォーレ線の赤字全額補助については、合併時は現行どおりとし、合併後の新市において検討します。また、生活路線維持補助金のうち、乗車密度カット分(秋田市は平成十四年度で廃止)については、平成十六年十月以降の運行分から廃止します。

都市景観や開発などに関する事務は秋田市の制度に統一

都市景観の形成に関する施策、屋外広告物関連事業は、合併時に秋田市の制度に統一します。

宅地開発の許可などに関する手続きは、合併時に秋田市の制度に統一します。

また、両町の都市計画区域内での開発許可に必要な規模を現在の三千平方メートルから一千平方メートルに改めます。

建築基準法に基づく確認・許可・検査業務や、都市計画などに関する建築許可関係事務など、現在、二町が県を経由して行っている事務については、合併時に秋田市の制度に統一し、市で事務を取り扱います。

公営住宅の家賃は段階的に秋田市の制度に統一します



公営住宅の家賃は、合併時に秋田市の制度に統一します。

ただし、家賃を算定する際に使用する立地係数・利便係数が秋田市と両町で異なり、これらを秋田市の基準に統一すると両町の公営住宅の家賃が上昇してしまいます。そのため、合併時にすでに入居して

いるかたの家賃については、平成19年度までは段階的に家賃を調整し、平成20年度から秋田市の制度に統一します。

公営住宅の建設や改修の計画を定めた新秋田市住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画は、合併後に新市域を対象とした計画を策定します。

1市2町の市営・町営住宅

秋田市 18か所	中央地区	金砂町	川尻	旭南	茨島
	東地区	横森	高梨台	手形山	広面
	西地区	新屋日吉	新屋扇町	新屋沖田	
	南地区	牛島	御所野元町	牛島清水町	
	北地区	四ツ谷	外旭川	高清水	高野
...合わせて2,299戸					
河辺町 1か所	和田地区	松淵団地...10戸			
雄和町 2か所	川添地区	糠塚団地...12戸			
	大正寺地区	新波団地...7戸			



牛島清水町市営住宅(秋田市)



松淵団地(河辺町)



糠塚団地(雄和町)

*このほかに、河辺町・雄和町に特定公共賃貸住宅、河辺町に単身者住宅があります。



第11回 秋田市・河辺町・雄和町 合併協議会

5月17日(月) 午後2時～
秋田キャッスルホテル

傍聴は自由です。ご希望のかたは
直接会場へどうぞ。

議案(予定)

- ・市町村建設計画
- ・合併協定項目全般の最終調整

問い合わせ 合併推進局tel(866)2785



除排雪は平成17年度から 秋田市の制度に統一します

除排雪対策事業は、平成16年度は現行どおりとし、
17年度から秋田市の制度に統一します。ただし、地域
の特性などを考慮して除雪をすることとします。

除排雪事業の現況

秋田市	河辺町	雄和町
作業対象		
主要道路 327km 生活道路 969km 歩道 221km 凍結抑制剤散布延長 31km 広域農道 8.5km 県道振替路線 5.0km	主要道路 146km 生活道路 5.2km 凍結抑制剤散布延長 21.5km 県道の歩道 (県から受託)	幹線道路 39km 生活道路 104km 歩道 4.8km 融雪剤散布 3.7km ※農道も実施
主要道路の除雪		
原則、早朝除雪		バス路線は午前5時30分までに完了
生活道路の除雪		
パトロールや情報をもとに、地域の道路状況に応じて実施	幹線道路と併せて実施	
間口除雪		
除雪により生じた玄関先や車庫前の雪寄せは、各家庭が行うよう指導している 高齢者や障害者だけの世帯を対象に、市が実施する	除雪により生じた玄関先や車庫前の雪寄せは、各家庭が行うよう指導している	

今後の 合併協議会の予定

平成17年1月11日の合併に向け、
昨年度から開催している合併協議会。
すでに10回の協議が行われ、
さまざまな行政制度などの調整が
行われています。

今後の日程は下記のとおりです。
5月17日の第11回を含めて、あと
3回の開催となります。開催日や協
議項目などは、随時広報あきたなど
でお知らせします。いずれも傍聴は
自由。

協議会	予定日	協議項目(予定)
第12回	6月2日	調印式の概要説明と今後の予定
第13回	7月上旬	調印式

協議状況などに応じて変更する場
合があります。

合併協議会の終了後は、各市町議
会の議決、県への申請、県議会の議
決、国への届出などの手続きや、事
務事業の統合に向けての準備を進め
ていくこととなります。

建設関係事業は 秋田市の制度に統一

建設関係事業については、合併時に秋
田市の制度に統一します。なお、各事業
の実施にあたっては、地域的な均衡や必
要性を勘案するものとします。
道路の認定、廃止などに関する業務は、
合併時に秋田市の認定基準に統一しま
す。
道路占用許可関連の事務、道路占用料
については、合併時に秋田市の制度に統
一します。

